

情報通信審議会 電気通信事業政策部会 通信政策特別委員会（第10回）

議事録

1. 日時

令和5年12月13日（水）12：00～14：00

2. 開催方法

中央合同庁舎2号館（総務省）8階 第1特別会議室/WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

委員：

山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、相田仁（東京大学 名誉教授）、大谷和子（株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長）、大橋弘（東京大学 副学長/公共政策大学院 教授/大学院 経済学研究科 教授）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、藤井威生（電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授）、矢入郁子（上智大学 理工学部情報理工学科 教授）、山本隆司（東京大学大学院 法学政治学研究科 教授）、渡井理佳子（慶應義塾大学大学院 法務研究科 教授）

ヒアリング対象者等：

- ・ 日本電信電話株式会社  
島田明（代表取締役社長 社長執行役員）、服部明利（執行役員 経営企画部門長）
- ・ KDDI株式会社  
高橋誠（代表取締役社長CEO）、岸田隆司（執行役員 渉外・広報本部長）
- ・ ソフトバンク株式会社  
宮川潤一（代表取締役 社長執行役員 兼 CEO）、松井敏彦（執行役員 渉外本部 本部長）
- ・ 楽天モバイル株式会社  
三木谷浩史（代表取締役会長）、矢澤俊介（代表取締役社長）

総務省：

渡辺総務副大臣、小森総務大臣政務官、竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、渋谷総合通信基盤局総務課長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、柳迫事業政策課調査官、西村事業政策課市場評価企画官

#### 4. 配布資料

- 資料10-1 これまでの会合の主な意見
- 資料10-2 通信政策特別委員会 論点整理（案）
- 資料10-3 日本電信電話株式会社提出資料
- 資料10-4 KDDI株式会社提出資料
- 資料10-5 ソフトバンク株式会社提出資料
- 資料10-6 楽天モバイル株式会社提出資料
- 参考資料 第9回会合における事後質問への回答

#### 5. 議事概要

##### 1 開会

##### 2 議題

- (1) これまでの会合の主な意見
- (2) 論点整理（案）
- (3) 事業者・団体へのヒアリング
  - ・日本電信電話株式会社
  - ・KDDI株式会社
  - ・ソフトバンク株式会社
  - ・楽天モバイル株式会社

##### (4) その他

##### 3 閉会

## 開 会

○山内主査 皆様、本日もお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。  
います。

定刻となりましたので、これより通信政策特別委員会第10回会合を開催いたします。

本日は、大橋委員が途中退席と伺っております。

なお、本日もウェブ会議を併用しての開催とさせていただきます。ウェブ形式では、長田委員、藤井委員、矢入委員、山本委員の4名が参加されております。4名の委員におかれましては、ウェブ会議上に投影される資料を御覧ください。

本日の会合では、これまでの会合の議論を踏まえまして、論点整理（案）について御議論いただきたいというふうに思います。

また、日本電信電話株式会社の島田社長、それからKDDI株式会社の高橋社長、ソフトバンク株式会社の宮川社長、楽天モバイル株式会社の三木谷会長をお招きいたしまして、論点整理（案）の内容等も踏まえながら、ヒアリングを実施したいというふうに思っております。よろしいでしょうか。

本日は、渡辺総務副大臣と小森総務大臣政務官にお越しいただいております。

それでは、渡辺副大臣より御挨拶をいただきたいと思っております。

○渡辺総務副大臣 皆様、大変御苦勞さまでございます。御紹介いただきました副大臣の渡辺でございます。本日も会議で忌憚のない御意見をいただきたいというふうに思っております。

また、山内主査をはじめ、委員の皆さまには、もう本当にタイトなスケジュールの中で回を重ねていただきまして、ありがとうございます。

本日、事務局から論点整理（案）が示されますが、皆様の意見をいただきながら、しっかりと骨子をつくっていきたいと思っておりますので、その辺のところも御協力をお願いしたいと思います。

各社の会長、社長さんにおかれましては、第2回目の会合に参加をいただき、いろいろと御意見をいただいたことを感謝申し上げたいと思っております。

さて、本委員会におきましては、本年9月より9回にわたって、市場環境の変化に対応した通信政策の在り方について、活発に御議論いただきました。本日は、先ほど主査からも話がありましたように、論点整理（案）について御議論いただくものと承知して

おります。

また、本日は、通信政策の在り方や情報通信を取り巻く環境変化について、恐らく総務省の我々よりも皆様の方がより詳しいのではないかと思いますので、ぜひ各社の皆様から大所高所から見た御意見をいただければと期待しております。

委員の皆さんにおかれましては、国民、利用者の目線で充実した議論をお願いしたいということをお話しさせていただきまして、一言、挨拶とさせていただきます。

今日は本当に皆様、どうもありがとうございます。

○山内主査 渡辺副大臣、どうもありがとうございました。

カメラ撮りはここまでとさせていただきます。プレスの方は、大変恐縮でございますが、御退室を願いたいと思います。

(プレス退室)

## (1) これまでの会合の主な意見

○山内主査 それでは、早速でございますけれども、議題に入らせていただきます。

まず、本日の流れを御説明いたします。

最初に、これまでの会合の主な意見について確認していただいて、その後に論点整理(案)について、事務局から御説明をいただきます。

次に、論点整理(案)等も踏まえながら、各社から最大10分ということでプレゼンを行っていただきたいというふうに思います。

そして、その後、委員による質疑、あるいは意見交換という形で進ませていただきます。

それでは、最初に資料10-1、これまでの会合の主な意見についてでございます。これについて確認させていただきます。

委員の皆様については、既に資料を御一読いただいていると思いますので、事務局からの説明は割愛することといたします。

これまでの会合の主な意見については、資料の内容のとおりでよろしいかどうか、いかがでございましょう。

意見がないようでしたら、本委員会としてこの内容で確認したというふうにさせていただきます。

## (2) 論点整理 (案)

○山内主査　それでは、事務局から資料10-2、論点整理(案)について御説明願います。

こちらについても、委員の皆様には既に資料を御一読いただいているというふうに承知しております。ページ数も多い資料でございます。また、時間も限られておりますので、事務局においては論点の項目を中心に御説明いただければというふうに思います。よろしく願いいたします。

○柳迫事業政策課調査官　事務局です。それでは、資料10-2、論点整理(案)について御説明いたします。

1枚お開きいただきまして、目次でございます。

次のページからが具体的な中身でございます。1ポツの今後の検討の基本的枠組みについて、御説明します。

3ページをお開きいただきまして、検討の全体像(案)でございます。2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像を論点1としておりまして、国内市場環境の変化、国際競争環境の熾烈化を踏まえまして、検討の基本的方向性の全体像を論点2でまとめております。論点3から18までは、個別の論点を記載しているところでございます。

4ページを御覧ください。論点1としまして、2030年頃に目指すべき情報通信インフラの将来像でございます。光ファイバが情報通信の主たる基盤、5Gは光ファイバの基盤の上で展開され、NTNが地上系ネットワークの補完的役割を果たすことによって、陸・海・空・宇宙をシームレスにつなぎ、通信カバレッジの拡張と先進的なソリューションの実装が進むことが考えられるのではないかとさせていただきます。

5ページを御覧ください。論点2は、検討の基本的方向性でございます。こちらは構成としまして、①から③に分けてございます。①の通信政策として確保すべき事項につきましては、これまで御議論いただきました検討の視点が(1)から(4)に並んでございます。②のNTTの経営面で確保すべき事項につきましては、いわゆるNTT法の担保措置のことを記載してございます。③が制度改正の際に確保すべき事項として、「早期」の改正と「円滑」な改正の両立を図る必要があるとさせていただきます。

次のページを御覧ください。ここからが2ポツの通信政策として確保すべき事項でございます。①として、通信サービスが「全国に届く」、いわゆるユニバーサルサービスについてでございます。

7ページを御覧ください。論点3がユニバーサルサービスの基本的考え方でございます。3-1でユニバーサルサービスに位置付ける役割としまして、基本的3要件である不可欠性、低廉性、利用可能性に照らして検討していくことが適当ではないか、また、次のポツにございますとおり、技術中立性や効率性等も考慮し、無線サービスの更なる活用を検討すべきではないかとしてございます。

8ページを御覧ください。論点3のユニバーサルサービスの基本的考え方の続きでございます。3-2でユニバーサルサービス責務としまして、あまねく提供責務といわゆるラストリゾート責務である最終保障提供責務の2つがございまして、いずれが適切かについて検討することが必要ではないかとしてございます。

9ページを御覧ください。論点4が電話のユニバーサルサービスでございます。4-1ではユニバーサルサービスに位置付ける役割として、基本的3要件に照らして、光IP電話や無線サービス等の扱いを含めて、電話のユニバーサルサービスの在り方についてどのように考えるかという論点を提示してございます。

10ページを御覧ください。4-2で公衆電話の扱いについて、論点として掲げてございます。また、災害時の通信手段の確保として、公衆電話に代えて特設公衆電話の普及を進めることについても論点として盛り込んでいるところでございます。4-3では電話のユニバーサルサービス責務の在り方とワイヤレス固定電話の要件の緩和・撤廃なども論点に含めてございます。

11ページを御覧ください。残りの電話のユニバーサルサービスの論点としましては、交付金制度、料金の低廉性の確保、メタル回線の縮退について、論点として含めてございます。

12ページを御覧ください。論点5がブロードバンドのユニバーサルサービスでございます。こちらにつきましては、現在、FTTHとCATVのHFC方式とワイヤレス固定ブロードバンドの専用型がユニバーサルサービスに位置付けられています。不採算地域では、基本的3要件を踏まえつつ、例外的に無線の更なる活用も検討することが適当ではないかとしてございます。

13ページを御覧ください。ユニバーサルサービス責務につきましては、2つ目のポツで最終保障提供責務について、電電公社から線路敷設基盤を承継したNTTがその役割を担うことの適否を含め、当該責務を担う主体をどう考えるか、また、その際に活用可能な無線の範囲やNTT東西に対する負担にも留意しつつ検討することが適当ではない

かとしてございます。あと、5-4について、ブロードバンドのユニバーサルサービスでは、料金の低廉性の確保の仕組みがございませんので、地域間の料金格差が生じないようにするための措置についても論点として盛り込んでございます。

14ページを御覧ください。論点6がNTT東西の自己設備設置要件ということで、シェアリングや他者設備の利用、オフバランス化等を可能とする観点から、自己設備設置要件の在り方についてどう考えるかとしてございます。

次のページからが②として「低廉で多様」なサービスが利用できるということで、公正競争の確保についてでございます。

16ページを御覧ください。論点7がNTT東西の業務範囲についてということで、7-1でIP化の進展により、県域業務規制は見直しが必要ではないかとしてございます。また、7-2で本来業務の範囲としまして、移動通信事業やISP事業など、公正競争に重大な影響を及ぼす業務は引き続き禁止することが必要ではないかとしてございます。

17ページを御覧ください。7-3でNTT東西の分離について、7-4で制度見直しの留意事項について論点として盛り込んでございます。

18ページを御覧ください。論点8のNTT東西等の地域電気通信業務以外の業務につきましては、活用業務として総務大臣への届出を行うことで実施する可能性はありますけど、先ほどの移動通信事業ですとかISP事業といった公正競争に重大な影響を及ぼす業務を除き、より自由に実施可能とすることについて、どのように考えるかとしてございます。

19ページを御覧ください。8-2でNTT持株による事業の実施の在り方について論点として盛り込んでございます。

20ページを御覧ください。論点9がNTTのグループ経営における公正競争環境の確保でございまして、9-1でNTT東西のアクセス部門の資本分離等について、9-2でNTTに対する累次の公正競争条件の在り方について論点として盛り込んでございます。

21ページを御覧ください。論点10が電気通信事業法における競争ルールの在り方でございまして、10-1で卸電気通信役務に係る規律について、10-2で第二種指定電気通信設備設置事業者に対する禁止行為規制について論点として盛り込んでございます。

22ページを御覧いただきまして、10-3で電話時代の規制・ルールの在り方について、10-4で5G(SA)時代の機能開放について論点として盛り込んでございます。

23ページでは、論点11でネットワークの仮想化・クラウド化の進展を踏まえた規律の在り方ということで、こうした環境変化を踏まえまして、ネットワーク設備の設置や他人の需要に応じた通信の媒介行為に着目した規律の在り方について、公正競争の確保、サービスの安定的な提供や利用者保護等の観点から、どのように考えるかとしてございます。

次のページからが③でございまして、「国際競争力」を確保するでございます。

25ページを御覧ください。論点12が我が国の情報通信産業の国際競争力の強化ということで、国際展開の推進と研究開発の推進を論点として盛り込んでございます。

26ページを御覧ください。論点13が研究の推進責務でございます。こちらにつきましては、これまでの議論でも、先生方から責務の撤廃に伴いまして基礎研究が後退するのではないかという懸念が示されたところでございますので、この点、本日、NTTの考えを聴取した上で検討することが適当と記載してございます。

27ページを御覧ください。論点14の研究成果の普及責務につきましては、これまでの委員会での議論を踏まえ、原則開示の運用見直しを検討しているところでございますけど、研究成果の普及責務の規定自体を撤廃することについてどのように考えるかということで、国際競争力の強化の観点、NTTに対する萎縮効果を発生させるのではないかといった懸念、ネットワーク機器というのが電話時代の交換機ではなくグローバルベンダーの汎用品が主流を占めているといったような中で、研究成果の普及責務の必要性が低下していること、こういったことを踏まえて御議論いただければと思います。

次のページに行きまして、④が「経済安全保障」を確保するでございます。29ページの論点15の外資規制について、NTTに対する個別審査、総量規制の在り方についてどのように考えるかとしてございます。

また、30ページの15-2では、総量規制も引き続き必要と考える場合は、NTT以外の主要な電気通信事業者に総量規制を課すことについてどのように考えるかと論点を挙げてございます。

31ページを御覧ください。論点16が外国人役員規制でございます。16-1でNTT法の外国人役員規制につきましては、日本国籍を有しない人は、NTT持株とNTT東西の取締役・監査役等になることができませんが、こうした規制の緩和または撤廃についてどのように考えるかとしてございまして、航空法など他法では、「代表者でないこと」、「役員3分の1未満」などとされていることを踏まえ、緩和を行う場合はどのように



考えられるかとしてございます。また、16-2では外国人役員規制が残る場合における、NTT以外の主要事業者に対する規制も論点として挙げてございます。

次のページをお開きいただきまして、ここからが3ポツのNTTの経営面で確保すべき事項でございます。

33ページを御覧いただきまして、論点17で政府の株式保有義務の在り方を論点として挙げてございます。

また、34ページでは、17-2で黄金株の発行について、東証の上場廃止の運用や、欧州の例、黄金株の発行には定款が必要ということから、現実的に発行が難しいのではないかとすることを記載してございます。

最後、35ページが論点18ということで、18-1では各種認可事項等について、NTTの業務・責務の適切な遂行や履行を担保するための措置でございますので、業務・責務の在り方に合わせて改めて検討する必要があるところ、その在り方についてどう考えるかとしてございます。また、18-2では社名の変更について論点として盛り込んでございます。

以上、ちょっと駆け足ではございましたけど、論点整理（案）の概要でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

本日は、この論点整理（案）について御議論いただくわけですが、それにつきましては、事業者の皆様からのプレゼンを踏まえながら、後ほど議論させていただこうというふうに思います。

### （3）事業者へのヒアリング

- ・ 日本電信電話株式会社
- ・ KDDI株式会社
- ・ ソフトバンク株式会社
- ・ 楽天モバイル株式会社

○山内主査 それでは、ヒアリングに移りたいと思います。

本日は時間が限られておりますので、大変恐縮でございますけれども、進行管理上の観点から、残り時間5分、3分、0分というところで事務局より合図をさせていただき

ます。発表を終了していただくようお願いいたします。

それでは、まず最初のヒアリング対象者でございます日本電信電話株式会社の島田社長から御説明をお願いいたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長） NTTの島田でございます。本日はこのような機会をいただきましてありがとうございます。

それでは、早速ですけど、2ページをお願いいたします。まず、基本的考え方がございますけれども、NTT法の在り方を議論するに当たっては、将来にわたる国民の利便性の向上と、我が国の国際競争力・産業力強化を目的として議論をしていただくことが重要だと考えています。

当社としては、NTT法の責務を見直し、次のようなことを実現することが必要と考えております。まず、国民生活の利便性の向上のためには、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービス責務を確立することが重要。その上で、音声通話サービスのユニバーサルサービスも統合し、固定だけではなく、無線やNTNなどの手段を用いて、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる仕組みを実現していくことが必要と考えています。研究開発推進責務・普及責務の撤廃により、IOWN等の研究開発成果を活用した国際競争力・産業力強化を実現していただきたいというふうに考えています。

2002年の総務省情報通信審議会の答申においても、上記と同様な趣旨で「ユニバーサルサービス責務は事業法において退出規制を設ける」、「研究開発推進責務・普及責務を撤廃することが望ましい」等の提言が行われたものと認識しております。

3ページをお願いします。まず、ユニバーサルサービス義務の確保の在り方ですけれども、国民負担の軽減や利便性の確保・向上の観点から、今後のユニバーサルサービスはブロードバンドのユニバーサルサービス責務を確立した上で、先ほど申し上げましたように、各種の手段を用いて各地域に最も適した方法で最も適した事業主体が担う仕組みとすることで、国民がより広いサービスを多様な手段でコストミニマムに享受できる環境を実現すべきと考えています。

このため、電気通信事業法において、ユニバーサルサービス制度を統合した上で、ラストリゾート責務については、各地域で最も適した事業者を指定し、退出規制を設けるべきであると考えております。

ただし、最も適した事業者が存在しない、指定した事業者が事業を行うことが困難な

どにより提供主体が存在しない地域におきましては、下記の条件が整えば、NTT東西がラストリゾート責務を担っていくということは考えているところでございます。必要な条件は記載のとおりでございます。

4ページをお願いいたします。研究開発推進責務・普及責務についてです。

まず、基本的な考え方として、NTT法で定められている研究開発の推進責務・普及責務は、国際展開のさらなる推進に向け、IOWNなどの研究開発をパートナーと連携して展開していく上で、経済安全保障及び国際競争力強化の支障となることから撤廃していただきたいと考えています。

研究開発の推進責務・普及責務については、法律によって一事業者に課すべきものではなく、2002年の総務省情報通信審議会の答申にもあるとおり、我が国は国際的に見ても極めて特異な例であり、当該責務の撤廃が必要と考えています。

国全体の研究開発能力の確保・強化に向けては、国の研究機関や研究開発法人などに対する政府の支援・強化が必要であり、NTTとしても、今後とも国などの研究開発に対して、共同研究や受託研究などを通じて積極的に協力・貢献していく考えであります。

5ページをお願いします。今後の研究開発の推進についてですが、当社は、研究開発により新しい技術・サービスを生み出すことで、お客様や社会の利便性の向上を図るとともに、当社の事業成長も達成し、さらなる成長に向けた新たな研究開発投資を行っていくという成長のサイクルを目指して研究開発を実施してきております。これまでもIOWNやNTT版LLM「tsuzumi」などの研究開発に取り組んできたところであります。

今後さらなる成長に向け、IOWNやtsuzumiなどの研究開発の深化・高度化を進めていくとともに、新たなイノベーションなどを創出する基盤的技術の研究開発に積極的に取り組んでいく考えであります。推進責務の有無に関わらず、研究開発を継続的に推進していく考えであります。

近年は、マーケットの変化や技術の進展に応じ、NTTとしてIOWNやLLM等の最先端の研究を強化してきておまして、研究開発費は2018年度の約2,100億円から2022年度では2,500億円と5年間で20%増加をさせていただいております。

6ページをお願いします。研究開発の普及責務を運用見直しで対処することについてですが、当社はNTT法上の普及責務並びに郵政大臣が定めた再編成基本方針などに基づき公平な条件で研究成果を開示してきたところであります。旧来の法令を残したまま

運用解釈を大きく転換して対処することは、以下の課題があり、根本的な解決とはならないため、法令の責務を撤廃することが必要と考えています。総務省の判断でいつでも解釈を変更することが可能であり、当社や関係者にとって予見可能性が乏しいこと。国会審議を経た法律やその委任を受けた政省令ではない運用解釈には法的拘束力がないということ。具体的には、ベンダーから見て、技術提供後に総務省の裁量で運用解釈が変更され、技術を独占的に使えなくなるリスクが否定できず、共同研究やパートナーシップの締結の障害になる可能性があるということ。開示義務について裁判で争われた場合、運用解釈と異なる司法判断が下され、当社に公平な開示を求められるリスクがあるということでもあります。

なお、推進責務・普及責務の撤廃の法改正を行うことを確定した上で、法改正の施行までの間、先行的に運用解釈を変更することは、パートナーとの協議の促進が期待できるというふうに考えております。

次に、7ページをお願いします。公正競争条件につきましては、従来から申し上げていきますように、光ファイバ、それから電柱、管路・とう道などについては、電気通信事業法において公平・公正に貸出しすることが義務づけられておりまして、その遵守状況を毎年検証されているところであります。

8ページをお願いします。NTT東西の公正競争の確保は、これも従来から申し上げておけるとおり、法令・ルールを遵守して公平に提供しておるということでもあります。NTT東西とNTTドコモの関係についてお話がいろいろございますが、当社としては、NTT東西とNTTドコモを統合する考えはありませんが、担保措置が必要ということであれば、電気通信事業法でNTT東西の移動体通信事業・ISP事業への進出禁止やNTT東西とNTTドコモの統合禁止を規定していただいても構わないというふうに考えているところであります。

9ページをお願いします。今、申し上げたことをまとめると、こういう状況だということ、外資規制につきましては主要通信事業者を対象とする法律で実現していくことを検討すべきというふうに考えております。

10ページ以降につきましては参考の資料としまして、NTT法が弊害となっている事例が10ページ、11ページ、12ページに主要諸外国の規制の状況、13ページ、14ページに情報通信審議会の答申の抜粋を記載させていただいておりますので、御覧いただければ幸いです。

私から以上でございます。

○山内主査 ありがとうございました。

それでは、次にKDDI株式会社の高橋社長より御説明をお願いしたいと思います。  
よろしく願いいたします。

○KDDI株式会社（高橋社長） KDDIの高橋でございます。本日はどうもありがとうございます。

それでは、私の方から簡単に御説明させていただきます。

次、お願いします。今回、この審議会と並行して自民党の提言案も出てきていますので、それも踏まえた形で少しコメントさせていただきたいというふうに思います。自民党から出ている提言案なんですけれども、これは限られた関係者の議論でまとめられたNTT法廃止ありきの自民党の提言については、我々の方としては、やはり納得できるものではないというふうに考えておりました、まず、それについてコメントさせていただきます。

次、お願いします。これは御存知のとおり、181者をはじめとする地域の事業者や国民の声が反映されていない中、廃止を前提とすることにはすごく強い違和感がございます。これについては、やはり181者からも出ておりますので、オープンな場でしっかりと議論をしなければいけないなと思っておりました、今回、提言の中ではステップを1、2に分けておりました、ステップ1の段階では必要なものについてNTT法の改正ということでありますけれども、そこにあえて2025年度をめどにNTT法の廃止を附則に明記するというふうなことも考えられているようで、これについては不適切だというふうに考えてございます。

次、お願いします。自民党さんの提言に対する考えですけれども、今、島田社長からもいろいろお話がありました研究成果の普及義務であるとか取締役の選任等、改正の中で対応ができる、議論になっている案件については、いち早く議論を終結して、NTT法の見直しを進めればよいというふうに思います。今回、そもそもこの議論が始まった中においては、NTT法が国際競争力強化を阻害しているということが前提でありましたので、そこに関係する法令についてはNTT法見直しを進めまして、対応していけばよろしいのではないかとこのように思います。幾つか今のNTTさんからの御意見にもありましたけれども、いかにNTT法の見直しが国際競争力強化に資するかということについては、もう少し具体的な内容としてお示しいただいた方がよろしいかというふう

に思います。この議論の中で、NTTさんが国際競争力の強化については、GAFAMへの対抗のために必要なんだということをあちらこちらのメディアでもお伺いしますけれども、実際に上のように比較してみますと、かなり違うレイヤーのお話をされているような気もしております、今回のGAFAM対抗のためのNTT法見直しというものがどこの部分の強化領域になるのかということについては少し明確にした上で、次のステップに進められるとどうかなというふうに思っているところでございます。

次、お願いします。自民党さんの提言に対する考え方なんですけれども、今後の通信政策の在り方を議論するに当たっては、改めてNTTさんが特殊法人であられる、そのNTTさんの特殊性をもう一度、やはり考慮すべきだというふうに思っております、前回は御指摘させていただきました特別な資産、設備面での特別な資産は公社時代の設備投資等から25兆円程度あり、また、右側に特別な資産、公社から承継した社会インフラとしてのNTTデータさんの特別な資産などもありますので、こういうふうな特別な資産を持ちながら、特殊法人であるものをNTT法を廃止することによって一般の民間企業になっていくという御主張でございましてけれども、この辺りはもう一度、しっかりと見定められた方がよろしいのではないかなというふうに思っております。これによって、公正競争への影響であるとか、あるいは地域サービスへの影響、あるいは安全保障に影響するということもございまして、しっかりとこの辺りはもう少し議論していきたいなというふうに思っているところであります。

次、お願いします。自民党さんの提言に対する考え方のもう一つですけれども、国民生活に影響する事項、あるいは各種認可事項は担保可能とされているんですけれども、既に今、3つ程度、外資規制をはじめ、幾つかのところ担保された上で廃止というふうなことが今回提言されておりますけれども、既にNTT法に規定済みのものであって、担保されることまでやって廃止までするのであれば、そもそも廃止する意味がないのではないかと。担保してまで廃止するというのにどこに意味があるのかということをもう一度考えてみる必要があるのではないかなというふうに思います。やはりNTTさんは、このNTT法を廃止することによって、もう一度、NTTグループとしての一体化、あるいは再統合、あるいは独占回帰というものを狙っていらっしゃるのではないかなというふうに思わざるを得ないと我々、考えておまして、このようなところについて、少し視点を当ててみたいなというふうに思っております。

次、お願いします。これはもう先生方はよく御存知のとおり、公正競争条件の整備に

向けたNTTの在り方については、このような歴史で進んでまいりまして、1988年にNTTデータさんが分離をされ、NTTドコモさんが1992年に分離をされ、その後、公正競争促進のための長距離通信会社と地域通信会社の再編成を経て、今、このような形になっているというふうに思っております。

次、お願いします。ただ、この議論の中で、NTTさんの独占解消のため、通信市場の競争促進に向けてあるべき姿が議論されたものの多くは反故にされてきたんだろなというふうに我々は認識しております。目指した政策理念が左に書いてございますけれども、これに対してNTTさんが反故にされてきた政策理念として、審議会の議論なしにNTTドコモさんの完全子会社化というものをされていたり、あるいはちょっと昔に戻りますと、持株会社制度の導入によって再編成を骨抜き化にしてみたり、あるいは審議会の議論なしにドコモとコミュニケーションの一体化がされていたり、このように今までの競争政策に対して、あまり議論されないまま、逆方向に動いているということは、先生方も皆さん御認識の内容ではないかなというふうに思っております。

次、お願いします。これは最後のスライドになりますけれども、このようなことでございますので、国民の利益のため、NTTグループの一体化・独占回帰の防止が必要だというふうに思っております。公正競争の実現に向けては、NTTの在り方について、やはり再度議論することが必要なのではないかなというふうに思います。その中においては、当然、特別な資産の在り方、ドコモとデータの完全資本分離の検討、このようなことについてもしっかり議論して、公正競争の実現に当たればいいかなというふうに思います。

今日、NTTさんのお話も聞いて、もともと業界全体のために、世の中のためにどう議論していくかというのが大事だというふうに冒頭には書いてあるものの、ほとんどがNTTさんの御都合というんですかね、NTTさえよくなればいい、そのようなことが伝わってくるようなプレゼンテーションだったような気がしまして、今までのNTTさんの社風が大きく変わったんだなというふうに改めて感じるところであります。改めてNTTさんが特別な資産を持つ特殊法人として、今まで本当に業界を牽引されてきたというふうに我々、リスペクトしておりましたけれども、このような御主張が非常に強いものですから、そういう意味においては、今の段階でNTTさんの在り方について再度議論していただいた上で、廃止ということを議論するのであれば、議論していくべき時期に来ているのかなというふうに思います。

繰り返しになりますけれども、NTTさんが国際競争力をつけるために必要な措置を取っていかうというのがもともとのこの会議の始まりでありましたので、これについては、提言の中にあるステップ1におけるNTT法の改正だけで十分対応ができる内容というふうに認識しています。ステップ2に書かれている担保措置を取った上で廃止ということでありますけれども、この担保措置というふうに言われているものは、全てNTT法に書かれている内容なので、それであれば廃止する必要がないというのは非常に単純に考えられることです。もしも担保措置以外のところが障害になっているということであれば、これはそもそもNTTさんが純民間にならねたいためにいろいろと障害になっていることがあられるんだというふうに御指摘されているというふうにも思いますので、それであれば、やはり今の段階でNTTさんの在り方というものについても、この審議会の中でしっかりと議論をいただいて、必要であれば、これも提言書に書かれていますけれども、今の特別の資産ですね、資本分離までしっかりと議論した上で、それをなされるのであれば、純民間になれるということについても一つの方向性であるというふうに思います。本当に今、重要なフェーズでございますし、今、この議論をないがしろにしてしまうと、5年、10年先の我々、電気通信事業自体に大きな影響を及ぼしますので、ぜひとも十分な審議をよろしく願いたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○山内主査　　ありがとうございました。

それでは、次にソフトバンク株式会社の宮川社長より御説明をお願いいたします。よろしく願います。

○ソフトバンク株式会社（宮川社長）　　ソフトバンクでございます。

それでは、めくっていただきまして1ページ目から参りたいと思いますが、これまでの当社の主張は以下のとおりでございます。NTT法の廃止には反対という表明をさせていただきます。

めくっていただきまして次のページですけれども、なぜNTT法の一部改正ではなく廃止でなければならないのか、なぜ「2025年を目途」にこだわっているのか、いまだに明確な理由は提示されていないと思っております。現状困ってみえる部分を改正することで事足りるのに、廃止にこだわる理由が分かりません。これだけ重要な議論を期限を切ってやる理由などはないと思っております、国民の資産を危険にさらしてまでも2025年にこだわるのは、別の意図があるのではないかと邪推してしまっております。



めくっていただきます。3ページでございますが、単にアクセス網をめぐる「通信事業者の利害」に関する問題ではないということです。今朝ほど日刊工業の朝刊を見ていましたら、澤田会長が絶対に歩み寄らない利害関係者として我々のことを定義されていますけれども、全く誤解で、唯一無二の国家基盤であることに起因する「国家存続にかかわる問題」であるということを提言させていただいておるつもりでございます。通信事業を営むお互いに当事者として、国民、日本の将来を真剣に考えて、今、まさに声を上げなければならないと考えております。

めくっていただきます。4ページです。国民生活を支える特別な資産を守り、「次世代に引き継ぐ」ため、法的に継続すべき「4つ」の重要な条項があると思っております。これらが廃止されることは決してあってはならないので、本日はこの点について確認させていただきたいと思っております。

めくっていただきます。1つ目は、本来業務を全うする責務です。NTTさんのあるべき姿というのは、会社の「目的」としてNTT法第1条に規定されております。その目的は、現在、かつ将来にわたり不変であると考えております。NTTさんの本来の業務は、継承した特別な資産を安定的に運用することと規定されておると理解しております。一番下の電気通信技術に関する研究のところは、別に開示は不要だと、ここは一部改正でいいんじゃないかというふうに申し上げております。

めくっていただきます。2つ目の項目としまして、特別な資産の譲渡・担保提供の禁止ということがあります。単に利益のみを追求し、過大なリスクを負うことは、本来業務への影響を及ぼすおそれがあるため、これらの規制の維持が必要だと考えております。左図に示させていただいたように、本来業務とは日本の国民、事業者に対して通信事業を行うものでありまして、本来業務以外の事業を拡大してまいりますと、本来業務以外への傾倒が行われたり、集中し過ぎたり、まして損失が出たりして、国民の利用料金に転嫁されるようなことになれば大失態となります。更にもっと最悪のケースは、仮に担保権が行使されることがあれば、国家存続の危機に値する重大事故になると考えております。ですから、引き続き必要な規制としましては、特別な資産の譲渡制限、特別な資産の担保制限を要求いたします。

7ページ目をめくっていただきたいと思っております。外資規制につきまして、『特別な資産の重要性を理解する株主』による安定的保有が必要だと考えております。意識が希薄な株主が増えてまいりますと、いわゆる物言う株主というんですかね、営利の追求によ

りまして、本来の業務が全うできないことも想定されます。特別な資産は国民のものでありまして、永続的に保有され、明確に運用がなされる体制を整えるべきと考えております。引き続き必要な規制としましては、外国資本の総量規制、政府による株式保有義務、新株発行の際の総務大臣の許可、これはぜひとも継続していただきたいと思っております。

8ページ目でございます。4つ目の項目としましては、適切な役員の選任ということで、日本のインフラ・国民生活を守り切る意思を確実に有する「当事者意識」を持った人物により経営されるべきだと考えております。NTTさんを牽引するあるべき役員とは、特別な資産の意義を理解し、その保全を使命とする強い精神と志を持った人物であるべきだと考えております。この場合、国籍までは問わないとしましても、日本で納税義務を有する役員が望ましいのではないかと一言付け加えさせていただきたいと思っております。

めくっていただいて、9ページに参ります。この唯一無二の特別な資産を含む通信インフラの未来や通信主権確保のためにも多大なリスクを負うことは許容できません。NTT自身、ひいてはそれを利用する国民が多大なリスクを負うことは許容できないということです。これは本当に臆病なまでに恐れ、慎重な議論が必要だと考えております。

めくっていただきまして、10ページに行きます。「特殊法人」であるNTTを対象とした構造規制ができないのであれば、NTTからの「アクセス部門の完全資本分離」が必須だと考えております。NTTさんが特殊法人という位置付けがどうしても嫌だということであれば、特殊法人に該当するアクセス部門のみ別会社化して、国有化もしくは各事業者による共同経営を推奨いたします。

めくっていただきまして、11ページに行きたいと思っておりますが、NTT法の役割はおおむね完遂したという発言がございました。私はぞっとして聞いておりました。「特別な資産」を預かり、次世代に引き継ぐという使命感に終わりはありません。当事者意識が希薄と感じる発言でありました。NTT法の役割から退きたいと言われるのであれば、アクセス部門の「完全資本分離」がやはり必須ではないでしょうか。

12ページに参ります。このページが最後になりますけれども、NTT法の規制を受けないNTTさんのグループ会社はたくさんおありです。これらの会社で自由なビジネス展開は可能だと考えておりますけれども、それにも増して、NTT持株、NTT東西さんのグループ一体経営を新たなビジネスということでこだわるのであれば、アクセス部

門の「完全資本分離」はやはり必須ではないでしょうか。国家存続に直結する「特別な資産」を巻き込んではないと考えております。これがNTT法廃止に対して反対している理由でございます。

以上でございます。

○山内主査　　どうもありがとうございました。

それでは、次に楽天モバイル株式会社の三木谷会長から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○楽天モバイル株式会社（三木谷会長）　　今、高橋社長、宮川社長の方からいろいろとNTT法の廃止については反対、やるのであれば、アクセス部門を含めた資本分離が必要であるというふうに御説明がありまして、私どもも全く同感でございます。

次のページをお願いします。今やこの問題は極めて大きな問題であると。それがどうして与党も含めて拙速に廃止ということにこだわっているのか、ほかに意図があるのかと思えないというふうに思っております。Z世代の人はスマートフォンとインターネットがなければ生きていけないということで、言い方は悪いですが、車や道路よりもスマートフォンが重要であるという時代になってきていると。

次のページですけれども、ひとり暮らしの生活で最も欠かせない生活用品はということで、スマートフォン94%というふうに出てきております。このスマートフォンのビジネスというのは全てNTTさんが保有していらっしゃる特別な資産の上に独占的に成り立っているというふうに考えていいと思っておりますので、そこを国としてしっかりと管理をしていく特別な法制度が必要である。そのためには、NTT法をキープする必要があると思っております。

次のページをお願いします。よって、通信は、道路が基本的人権であるように、それ以上に大きな基本的人権であると。例えば、通信だけではなくて、お財布にもなりますし、銀行にもなりますし、学校にもなりますし、将来的にはお医者さんにもなるし、また、投票ということもできるようになっていくでしょう。このような基盤が全てNTTの特別な資産の上に成り立っているということでございます。

次のページをお願いします。そして、通信事業者の使命というのは、できるだけリーズナブルで高速な制限のないネットワークを国民に提供していく。楽天モバイルは2020年に本格参入いたしましたけれども、この参入というのも、NTT法ということで、そのアクセス料、あるいはアクセスへの権利というのがしっかりと担保されているがゆ

えに参入したわけでありまして、極論ではありますけれども、もしこれがなかりせば、恐らくリスクが高過ぎて、我々は参入しなかつただろうなというふうに思っております。

次のページをお願いします。よって、NTT法の廃止というのは、ここにいらっしゃる委員の先生方、総務省、国会議員の先生方、そして内閣に、やはりこれはいかに重大な問題であって、単に通信事業者間のつばぜり合いではないということを確認していただきたいと思っております。

7ページをお願いします。基本的には、これも繰り返になりますけれども、公正な利用、公平な利用と言われましても、基本的にはNTTドコモはもう100%子会社でございます。だから、公正、公平ということはもうあまりあり得ないというふうに思っております。値上げをすれば、NTTグループとしてはニュートラルですけれども、我々は大変大きな赤字を生むということでございます。

次、お願いします。そして、この東西の資産は、基本的に国から引き継いだ設備投資額25兆円、現在の価値に換算しますと40兆円、この特別な資産の上に成り立っており、それをしっかりと継承していく責務があるというふうに思っております。

次、お願いします。翻って、歴史的な話ですがけれども、NTT法というのは1984年、先生方には釈迦に説法でございますけど、これは行政法でありまして、組織のルールを決めるものであります。よって、先ほど宮川社長がおっしゃったとおり、NTTの本来の一番重要な責務というのは、この国民から引き継いだ特別な資産を安定的に発展的に提供していくということだと思っております。産業法である電気通信事業法とは全く意味合いの違うものであるというふうに考えております。

次のページをお願いします。そして、この歴史を見ていきますと、先ほどからの繰り返になりますけれども、もともとこのNTT法ができた経緯というのは、民営化するときに2つ大きな理由があったと思います。1つは、特別な資産を安定的に安価に提供していく。もう1つは、様々なところで独占的なパワーを持っておりますNTTグループというものが公正に競争されるようにということでございます。我々もNTTファミリーの企業さんとお取引がありますけれども、正直言いまして、常にNTTさんのことを気にしていらっしゃる。楽天とやると、NTTから何か言われるんじゃないかというようなことを気にしていらっしゃいます。

次、お願いします。よって、我々の主張といたしましては、NTT法を廃止するのではなく、「NTT法の改正」ということで慎重に議論するべきであって、報道にありま

すとおりに、2025年に廃止ありきというのは大変大きな違和感があるし、反対しております。

次、お願いします。その中で、もしそういうことをやるのであれば、むしろ、NTTの携帯部門、そして固定アクセス部門を分離し、ドコモさんについてはグループ外へ再び戻ると。そして、ここでアクセス部門は国有化、あるいはそれに準じた形にするということが適切であると思っております。

次のページをお願いします。そもそもドコモさんが完全子会社化されたプロセスも、何かどさくさに紛れて通ってしまったなというふうに思っておりますけれども、これは1990年の政府措置及び1992年に郵政省及びNTT自身が以下の条件を発表したということでありまして、正式なプロセスを経ることなく、完全子会社化されたということで、ここも翻って議論をするべきであるというふうに思っております。

次、お願いします。もともと、そして今回のプロセスも、そもそも防衛力強化の財源の確保のためということでプロジェクトチームが組成されました。その中にはあまり通信の専門家もほとんどいなくて議論がなされたわけですがけれども、そのまま途中から防衛財源の話じゃなくて国際競争力強化ということで議論がすり替えられて、そのプロジェクトのままというふうになりました。そして、国民的な議論がないまま、NTT法のプロジェクトが提言をされたということでありまして。プロセスについては極めて違和感があります。

次、お願いします。また、深読みしますと、そもそも法令遵守という意味においても問題があるかなというふうに思っております。NTTさんの政治献金については禁止されているわけですがけれども、実際にはドコモさんをはじめ、グループ会社を使い、2019年以降、多額の政治献金がなされております。ここに与党との関連性というものがあるのではないかなと、これは違法行為ではないかというふうに思っております。

次のページをお願いします。そして、とにかく今回のものは止めていただいて、また、ゆっくりとしっかりと国民的な議論をするということがとても重要であると考えております。何となく政治的な様々な思いというのが与党側にあって、それを基に、本件については強引な形で、2025年NTT法廃止ありきと、なぜそれをここで規定する必要があるのかと。別の政治的な意図を感じざるを得ません。

以上です。

○山内主査　　ありがとうございました。

それでは、プレゼンが終わりましたので、意見交換に移りたいと思います。

まずは、委員の皆様の中で、ただいまの4社からの御説明について、委員の御意見、あるいは御質問のある方は御発言願います。会場の皆さんに挙手していただくということですし、それからリモート参加の皆さんには画面右下のチャット機能でお知らせください。言わずもがなですけど、「全員」というところを選択してチャットでこちらにお知らせください。

それでは、どなたか。大橋委員、どうぞ。

○大橋委員 4社の皆様方の御発表に大変感銘を受けた次第です。ありがとうございます。

その上で、研究開発について御質問させていただきたいと思います。高橋社長からは研究推進の責務、普及の責務等、国際競争力の強化が直接につながっているのかという点には疑義があるという御指摘がありました。他方で、研究開発の推進責務、普及責務を外すことについて、実害・弊害があるかということに関しては、特段、御意見、御異論なかったのかなというふうに受け止めています。そうした受け止めで正しいかということを確認させていただければと思います。

2点目は、これはNTT法とは関係がない話になりますけれども、高橋社長及び三木谷会長からも国際競争力という言葉いただきました。日本の国際競争力の強化のために一体何をすべきかということについて、もし御所見があればいただければということが2点目であります。ありがとうございます。

○山内主査 それでは、高橋社長からお願いいたします。

○KDDI株式会社（高橋社長） 我々の方の指摘については、先生が今おっしゃったとおり、基本的に今回の普及義務について障害になっているということであるんですけども、これについてももう少し具体的な話をしてほしいということについては、ぜひともNTTさんからも具体的なお話をいただきたいというふうに思います。ただ、普及義務については、基本的に我々の方としてこれについて別に反対しているわけではなくて、ここの義務が非常に障害ということが本当に明確なのであれば、それは法改正で対応すればいいというふうに思っています。実際にNTTさんの義務としての基礎研究のところですね、ここについては、NTT法がなくなってしまうと、その部分については規制がなくなってしまうということであるので、やはり懸念としては残っておりますが、今回のプレゼンテーションの資料にはその部分は書いてございませんが、引き続きその

懸念は残るというふうに思っております。

それから、2点目が国際競争力について何をすべきかということでしたかね。今回の議論というのは、あくまでもNTT法の議論の中で国際競争力強化を阻害しているということはどう回避するかという話でございますので、特段、我々の方から国際競争力のために何をすべきかという議論をしているわけではないんですけれども、ただ、今、諸外国、例えばGAFAMの状況を見てみると、日本国の中においても、例えばクラウドについて、ほとんど今、OTTプレーヤーに占められているような状況でもありまして、通信事業だけではなくて全般的にグローバルな国際事業者に対してどのように対応していくかについては大きな議論をしていかなきゃいけないというふうに思います。ただ、これは持論ではありますが、グローバルスタンダードのテクノロジーをいち早く日本の中に取り入れて、そこに付加価値をいかにつけていくかというのは本当に重要なことであるというふうに思っております、どうしても日本発、ものづくり日本の延長線上で、日本でつくったものを海外に持ち出すということだけではなくて、グローバルスタンダードなものをいち早く日本に取り入れて、そこに付加価値をつけた上で、付加価値を持ってまたグローバルにチャレンジしていく、そういうふうな方向性を本当は持つべきだというふうに思っておりますので、その辺りは重要なことかなというふうに思っております。

○山内主査　それでは、三木谷会長、お願いいたします。

○楽天モバイル株式会社（三木谷会長）　まず、研究開発についてなんですけれども、NTT法というより、我々もO-RANの開発については政府から援助を頂いております、これについてはドイツで実質的に商用化されました。よって、研究開発支援資金の援助があるのであれば、その範囲での情報開示というのは当たり前の話なのではないかなというふうに思っております。

国際競争力ですけれども、御存じのとおり、EUはかなり強硬な案を今進めております。GAFAMに対する規制、そしてクラウドに関しては、我々、反対しておりますけど、基本的にEUに本社があるところ以外のクラウドは使用禁止というところまで踏み込んでありまして、それから韓国、中国についても、このようなGAFAM対策というのをいろいろな形でとっていると。日本の立ち位置からして、そういうのは難しいかもしれませんが、ある程度の措置というのは必要なかなというふうに思っております。

それから、今、世界でトップに来ているGAFAM、例えばGoogleも、もともとはラ

リーとセルゲイという2人がつくった企業が成長してきた。大企業からイノベーションが起こったわけじゃないわけですね。よって、そのようなエコシステム、ベンチャーがつくった技術を大きくしていく、世界に広げていくようなエコシステムをつくらないと、なかなか我々も大きな企業になってきておりますが、そこから新しい革新的な技術が出てきて、そして全体のエコシステムとして成長していくということは難しいのかなと思っております。率直に申し上げて、I OWNは多分、素晴らしい技術なんだと思いますけれども、それがGAFAMに対抗するというのは、ちょっとレイヤーが違う話であるというふうに考えております。

以上です。

○山内主査　よろしゅうございますかね。

それでは、リモートで藤井委員から発言を御希望ということですので、どうぞ御発言ください。

○藤井専門委員　藤井でございます。よろしくお願いたします。

研究開発の推進責務について、NTTさんに質問させていただければと思っております。

NTTの研究推進の責務を廃止された場合は、すぐに研究成果の出にくい基礎研究とか基盤研究というところへの研究開発投資が縮小してしまっていて、基盤研究そのものが後退してしまうのではないかなというところを懸念する声が今まで出ているかと思っております。本日のNTTさんの説明では、2002年の情報通信審議会で、当該政務を撤廃しても、我が国全体の研究開発能力の確保に大きな支障がないと判断されるに至った時点で撤廃することが望ましいということが紹介されておりますが、私の認識だと、2002年から情報通信分野の規律、基盤研究環境が大きく変わった状況には、今のところないのではないかなというふうに思っていて、もしこの条件を満足するとなると、NTTが持続的に研究開発に取り組んでいくということが求められているのではないかなというふうに思っています。こうした懸念として、NTTさんとして基礎、基盤研究を今後どのように取り組んでいくのかというところを教えていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○山内主査　島田社長、お願いたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長）　御質問ありがとうございます。

例えば、今年11月にNTT版のLLMのtsuzumiというのを出しましたけれども、こ



れは40年間の日本語の自然言語処理の研究が蓄積されて、実際には例えばGPT3.5を上回る能力を出している、しかもGPUベースでいうと、大体、25分の1ぐらいのコストで能力を上回るようなものを出しているというのは、先生おっしゃられたように過去からの非常に地道な基礎研究のたまものであるわけです。ですから、我々が今出しているIOWNの光電融合デバイスもそうですけれども、それも非常に長い間、過去、半導体の技術を開発してきたところからずっと蓄積してきた技術が今、花開こうとしているわけでありまして。我々としては、基礎研究自体は最終的なプロダクト、サービスを生み出す非常に重要なものだというふうに認識しています。ですから、そこをおろそかにするという事は、新たなものを生み出す源泉をなくしてしまうということになりますので、当然、事業者として、基礎研究から応用的なものに至るまで対応していくのは必須だと思っています。

日本のいわゆる技術開発力を更に向上していくためには、それぞれの企業がしっかりと研究開発の責務を果たしていくべきだというふうに考えておりまして、当然、先ほどお話ありましたように、海外の新しい技術を取り入れながら高度化させていくということは重要なわけでありまして。ただ、海外の技術だけ輸入しているということでは、やはり日本の国力の低下につながってしまうというふうに認識しておりまして、それぞれの企業がしっかりと研究開発に力を入れて、日本の国力をちゃんと上げていくということが重要だというふうに思っております。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。よろしいでしょうかね。

それでは、大谷委員、どうぞ御発言ください。

○大谷専門委員 ありがとうございます、大谷でございます。

ちょうど研究開発についての質疑応答が続いておりますので、私もその点につきまして教えていただければと思います。

NTT様の資料によりますと、5年間で研究開発費を20%増加させてこられたということで、研究開発というのがNTT様における国際競争力の源泉にもなってきたことと理解しております。ただ、20%増加させても、現在の売上比率に対しての研究開発の占める割合というのはそれほど大きくなくて、2%を下回っているというような状態になっているかと思えます。開示義務の問題点については大分御説明をさせていただいたので理解しているところではありますが、こういった推進義務について、NTT法で規定さ

れていることそのものに何か問題点があるのか、それをどのように分析されているのかを教えていただければと思っております。やはり、ある程度、売上げの高い企業において、一定の金額のR&D費用を計上し続けるということを投資家に説明するためにも、こういった義務の存在というのはそれなりに有効ではないかと私は思っておりますけれども、その規定が残っていることの問題点について、何かお考えがあればということでございます。よろしくお願いいたします。

○山内主査　それでは、島田社長、お願いいたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長）　御質問ありがとうございます。

まず、規定があることについてという御質問でございましたけれども、基本的に規定がある会社というのは世界中にほとんどないわけです、皆無なわけです。ですから、何でNTTだけにその規定を課されるのかということがまず一つ疑義を感じている点であります。私ども研究開発費2,500億と申し上げているのは、実際に本当にかかっているR&Dの経費でございます。ですから、製品をつくる時に開発をするコストですとか、そういうものは別にまたかかっています。通常、そういうものも含めて開示している会社が多いんですけれども、その部分まで含めると、大体倍ぐらいの5,000億ぐらいの規模になっています。ただ純粋にR&Dにどれだけかけているかというのを明らかにしていくということが私ども重要だと思っておりますので、実際の研究所、それから事業会社の開発部門のところの一部の研究に関わる部分について開示をさせていただいていることでありまして、最終的な製品とかプロダクトに展開するに当たっては、更にこれの倍ぐらいといいますか、ちょうど5,000億ぐらいですね、あと2,500億ぐらい余分に掛けて、実際にはサービス化させているというような実態でございます。

以上でございます。

○山内主査　よろしいでしょうかね。

ほかに。渡井委員、どうぞ。

○渡井専門委員　ありがとうございます。

私は外資規制についてお伺いしたいと思います。

まず、NTT様にお尋ねでございますが、御社の経営の自主性を確保する手段として、外国人の議決権保有割合を3分の1未満とする外資規制にはメリットもあるように思われますが、この点についてはどのようにお考えかということをお聞かせ願いたいと思います。

そして、KDDI様、ソフトバンク様、そして楽天モバイル様へのお尋ねでございますが、電気通信事業は国の神経系統にも例えられるということからしますと、安全保障の観点から、特別な資産を保有しているかどうかに関わらず、一般に外資規制が必要であるという見解も成り立つように思います。この点について、どのようにお考えでしょうか、お伺いできればと思います。

申し遅れましたが、先ほどは詳細な御説明をありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

○山内主査　それでは、まず、島田社長からお願いいたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長）　ありがとうございます。

まず、経済安全保障上の問題から外資規制が必要だということであるとすれば、今、先生おっしゃいました、当然、重要な通信事業者は、やはり同じような規制をかけるべきだというふうに認識しています。今、国民が一番求めているのは、実際は2億台を超えているモバイルサービスでございます。NTTはドコモのシェアが今、35.5%であります。ですから、65%は、それこそ今こちらにいらっしゃる皆様方のところで提供されているということであります。そのコアネットワーク、それからお客様の情報、設備のデータ等々、非常に重要な国民の財産であります。ですから、私どものものだけ守っても守り切れないというふうに認識しておりまして、そういう意味では、外資規制に関して、もしも適用するのであれば、重要な通信事業者、もしかしますと通信事業者だけではいけない、もっと幅広いインフラ系のところも本来はかけていくべきではないかというふうに思っています。

以上でございます。

○山内主査　それでは、KDDI、高橋社長から順にお願いいたします。

○KDDI株式会社（高橋社長）　安全保障の観点から外資規制は非常に重要だと思います。まず、NTTさんがお持ちになっている特別な資産と、それから我々が持っている電気通信事業者の設備、これについてはレイヤーが2つあるので、特別な資産の方がより安全保障のためには重要だということはまず御理解いただきたいと思います。これはなぜかといいますと、基本的に我々がこれから5G、Beyond 5Gでやっていくための基礎的な光ファイバをはじめとした特別な資産はより重要な施設なので、これは何が何でも外資からはしっかりと守っていかなくちゃいけない。これは一つ、主張したいところでございます。我々が持ち合わせている資産についても、これは大変重要な資産なので、

これについても守っていかなくちゃいけないというふうに思いますけれども、外為法で規制をしたらいじゃないかというような議論もありますが、これは国際貿易上の関係もあって、簡単なことではないなというふうに思っております。ここについては慎重な議論が必要だと思いますけれども、資産としては非常に重要なものなので、守っていかなくちゃいけないということについては、当然、理解をするところであります。

○山内主査　では、宮川社長、お願いいたします。

○ソフトバンク株式会社（宮川社長）　NTTさんと我々、通信事業者と、まずもって持っているものが全く違うので、外資規制の議論の手前にNTTさんには必ず必要だということがまず1つ目。ほかの事業者に対してもやった方がいいんじゃないかという考え方はあり得ると思います。ただ、我々の今の資本の構成でいきましたも、やはり外国の投資家の方々の投資も、かなりの量、サイズがあります。これを本当に否定するのが日本国なのかということは、まずは別の問題としてあると思っております、外国の資本を受け入れられないんだというような国であるべきではないと考えていますので、外資規制について一言で言うと、我々に対してかけるということに対して私は反対です。

以上でございます。

○山内主査　それでは、三木谷会長、お願いいたします。

○楽天モバイル株式会社（三木谷会長）　宮川社長がおっしゃったとおり、まず、外資が入ってきて何ができるかという話だと思うんですね。我々はまだ10%にも満たないマーケットシェアでございますけれども、例えば値上げをすれば、他者に競争的に流れると。つまり、競争的条件があれば、ここについてはあまり意味がないのではないかとということが1つですね。

それから、もう一つは、やっぱりこれ、レシプロなので、日本がこういう通信事業に関して外資規制をかけるということになれば、当然、日本の企業、NTTさんも含めて海外に出ていくことができなくなるというのが2点目。

それから、国家安全保障ということをやれば、実際には通信機器はNECと富士通さんを除けば、全てヨーロッパの会社、韓国の会社、そして中国の会社ということになっているわけで、通信機器のレイヤーまでどういうふうに考えるかということが極めて重要であって、その部分についてはNTTさんが頑張って開発していったものを我々が使わせていただくというのは、当然、十分あり得るんだろうなというふうに思っておりますけれども、WTOもありますし、基本的にはレシプロシティの原則なので、

ここの部分については慎重な議論が必要ではないかなと思っております。

○山内主査 よろしいですか。

○渡井専門委員 ありがとうございます。

○山内主査 それでは、林委員、どうぞ。

○林専門委員 ありがとうございます。私も4社様の立場とか観点の違いはあれど、個社の利害を超えた日本のあるべき姿を憂えておられて、皆様のプレゼンに感銘を受けました。

まず、各社様に質問させていただく前に、先ほどの事務局説明に対して、特に本委員会での検討の順序について意見がございます。

報道等ではNTT法か、事業法か、という二項対立的な法形式面の議論がやや前面に出ているようにも見受けられるんですけども、確かに法形式面の議論は非常に重要だと思いますけれども、それは実質論の議論がある程度熟してからやるべき話であって、先ほどの中間論点整理（案）の提示がございましたけれども、そこでお示しいただいた諸論点について、まずは時代に即した必要な規律・在り方を政策論として議論するということが先決であると思っております。そういった検討がある程度着地点を見いだせた段階で、それに引き続いてどういった法形式の選択が適切なのかというのを検討するというのが、あるべき検討の順序ではないかと思っております。これは質問ではなくて意見でございますので、ご回答は不要です。

次に本論の質問でございますけど、まず、NTT様には2点ございまして、1点目は外国人役員規制についてでございます。本日、時間の関係で御説明を省略されたスライドの10ページのところで、外国人は持株の役員に登用できないためモチベーションの低下につながっているという問題意識の御披露があつて、私も、その点の問題意識は非常に共有しておりまして、幾ら有能な外国籍の人がいらっしゃっても、NTTの取締役等に一人もなれないというのは、これだけ国際競争、特にグローバルな人材獲得競争が熾烈化している中で、いかにも過剰規制であつて、緩和が必要ではないかと私自身も強く思っております。その前提として一つ確認をさせていただきたいのですけれども、こういったNTT法上の制限のない執行役員について、現在、持株あるいは東西において外国籍の方はそもそもいらっしゃるのでしょうか、ということをまず確認させていただければと思います。

2点目は政府持株の話なのですけれども、これもスライド14ページでは撤廃をという

御主張ですけれども、政府の持株義務を撤廃した場合に、代替案として、例えば上場会社でないNTTの東西が黄金株を発行して、それを政府が保有するというのも、頭の体操としてはあり得るのではないかというふうに思っているのですけれども、この点、NTT様としてはどのようにお考えでしょうか、という点でございます。先ほどの事務局の論点整理（案）の34ページでは、上場会社であるNTT持株については、いろいろ課題があるということが指摘されていまして、私もそのように書いたことがあるんですけれども、より影響の少ない代替案として、非上場会社の東西であればそういった黄金株の可能性も、もしかしたらあり得るのかなと思ったのですが、その点について、もしお考えがあれば御教示をいただければと思います。

最後にKDDIさんにですけれども、すみません、1点だけ質問させていただければと思います。

これまでの通信政策というのは、御案内のように構造的措置と非構造的措置の両輪で議論してまいったわけですけれども、今日のKDDIさんのスライドの6ページと7ページに書かれているようなこれまでの制度の経緯を踏まえますと、構造的措置、すなわち組織の在り方の措置というのが現状どうで、将来どうあるべきか、という点は検証することに私は大きな意義があると思っているんですけれども、一方、自民党の提言で、私が拝読した限りでは、構造的措置のところは必ずしも検討は十分ではないのかなというふうにも見受けられるんですけれども。そこで高橋社長に確認させていただきたいんですけれども、その点、この委員会で議論していくことが必要という御意見と理解してよろしかったでしょうかということ。併せて、ソフトバンク様と楽天モバイル様の2社にも議論の進め方も含めて御意見をいただければと思います。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、島田社長からお願いいたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長） まず、林先生御質問の執行役員とかに外国籍の方がいるかということですが、実は去年、いわゆる海外の事業をNTTデータのNTTデータ, IncというNTTデータグループで持株会社をつくって、その下にグローバルな事業を寄せました。その前は、実は持株の下にNTT, Incというグローバル会社を設けていたんですけど、それを寄せたので、今、NTTデータ, Incの取締役は9名おりますけれども、そのうち5名が外国籍になっています。もともと持株の下にダイレクトで

置いてあった会社をそちらに合併させたものですから、今、データの傘下のグローバル会社のところにその役員たちはいるということでもあります。

外国人の役員規制についてですけれども、やはり経済安全保障の観点で、もしも一定程度の規制が必要だということであるとすれば、先ほどのいわゆる外資規制についての話と全く同じ議論になると思います。ですから、私どもとしては、もしもその規制を受けるのであるとすれば、やはり重要な通信事業者はそういう規制を受けるべきだろうというふうに考えているところです。

それから、2点目の東西に対しての黄金株はどうかという話ですけれども、例えば、今の私どもの株価の形成ということを考えますと、グループの連結されている、言ってみれば売上げですとか、利益ですとか、そういう総体のものでもって株価が形成されているというふうに考えております。したがって、仮に東西であったとしても、黄金株みたいなものが適用されるとすれば、それはやはり株主権の侵害になるというふうな認識をしております。

以上でございます。

○山内主査　それでは、高橋社長、お願いいたします。

○KDDI株式会社（高橋社長）　2点目の御質問いただいた件ですけれども、結論的に言うと、構造的措置の議論は必要だというふうに思っております。基本的に、先ほども御主張させていただいたとおり、今回議論となっているものを解決するためには、NTT法の改正で十分だというふうに考えておまして、あえて他の法律で措置をしまで、それが既にも書込まれているNTT法の廃止をするということについて非常に疑問を感じるというふうに主張させていただいております。それには、やはりNTTさんとしても構造的なものまでいろいろと視野に入っているんだろうなというふうに思いますし、この段階でNTT法廃止ということを議論するのであれば、その前提となってくる構造的措置について、どのように考えていくべきなのかということを議論した上で、その議論をすべきだというふうに思います。先生の御質問に対しては、ぜひともそのような議論はすべきだと思いますし、また、宮川さん、三木谷さんからもお話がありましたアクセスの資本分離という話ですね、ここについては、今の段階でやっぱり議論すべきなんじゃないかなというふうに思います。渡井先生からの外資からの基本的な保護の問題もありますし、このようなことをしっかり議論した上で、次のステップに進んでいけばいいというふうに思います。

もう一つ言わせていただくと、ステップ1というふうに言われているNTT法改正で措置できるものについては、島田さんからいろいろお話がありましたけど、今の段階でできるものはどんどん入れて、情報開示の義務の話だけではなくて、取締役の件であったり、NTTさんがお名前を変えたいという話であったり、そういうものを含めて、このステップ1の改正の中で議論すればいいかなというふうに思っております。

以上です。

○山内主査　それでは、宮川社長、お願いいたします。

○ソフトバンク株式会社（宮川社長）　NTTさんがいろんなことにこれからチャレンジされたいと言われることについては、私もそれはもうぜひ頑張ればいいんじゃないかなというふうに思っています。ただし、将来にわたってこの特別な資産というものが仮に担保に入れられたりだとか、ほかの事業で失敗したものの足かせになって通信料金が値上がりしたりだとか、そういうものに巻き込まないといけないと思うんですね。ですから、もしそういうことが本当におやりになりたいのであれば、おやりになれる体制をつくればいいのかと思うんです。その体制こそ、もう完全に東西を分離して、アクセス部門だけを国有化してしまう、もしくは通信会社の共同資産にしてしまうということとをされれば、堂々とやりたいことをやられればいいのかということを申し上げております。可能性については否定しませんし、ただ、もしIOWNというものが半導体まで発展するような議論がされているとしたら、半導体なんか本当に上下左右、相当ぶれる事業体でありますから、そういうものを国民の通信をベースにやってはいけないということを申し上げております。

○山内主査　では、三木谷会長、お願いいたします。

○楽天モバイル株式会社（三木谷会長）　やはり構造的なフレームワークというのはとても重要だというふうに思っております。例えて言うと、NTTさんがビルのオーナーで、我々は店子という関係なのかなと思っていますので、それがまず第1点ですね。

それから、もう一つは、今、ネットワークというのは、通信ということだけお話ししますけれども、これからエッジコンピューティングの時代が来ると思います。今の制度の中では、NTTの局舎には通信以外の機器は入れてはいけないということになってくるんですけれども、海外はどこもネットワーク自体がインテリジェントになっていくということで、このようなことをやはり分離していただいて、そして事業者の意見を聞きながら、柔軟的に運用していくということが非常にいいのかなと思っています。



最後に、ドコモさんの完全子会社化から始まり、大N T Tの復活、自然とそういう流れになっていくのかなというふうに思っておりますけれども、それは先ほどから申し上げておりますベンチャーを中心としたイノベーションを促進していくという方向性と真逆の議論なのかなと思っております。

○山内主査　　ありがとうございました。

先ほど林委員が1点目にコメントされた点につきましては、この委員会の進行ともいろいろ関わる場所もございます。私自身も非常に重要な点だというふうに思っておりますので、これは事務局と相談させていただいて、我々としても対応していきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問、御意見ございますでしょうか。それでは、相田委員、どうぞ。

○相田主査代理　　ずっとN T T法の議論になったので、ちょっとその話題が途切れるまでと思って待っていたんですけども、ユニバーサルサービス関係でもって2点、質問及びコメントさせていただきたいと思います。

1点目は、N T Tさんの資料でいうと3ページ目になりましょうか、N T T東西がラストリゾート責務を担っていく考えということで必要な条件というようなことが示されているわけですが、電話のユニバーサルサービスにおけるワイヤレス固定の場合には、一般の固定電話と同じ料金でサービスを提供するという、それからFAXを送る等々のサービス品質が確保できなくなった場合には、ちゃんとメタルの線を引くということが条件だったかと思っておりますけれども、このブロードバンドサービスにおいても、特にN T Nなんていうのはかなり割高につくんじゃないかと思うわけですが、N T T東西さんが間に入ってラストリゾートとして提供されるのであれば、他の地域と同じ値段で提供されるのか。それから、ブロードバンドのサービス品質について、まだ議論が進んでないところですが、やはり品質が確保できないということになった場合にはちゃんと光ファイバを引きに行くということを経営責任の中にも含むと考えるとよろしいのかということについて確認させていただきたいというのが1点目です。

2点目は、まず、事務局資料の今後の状況というような中でもって、私、前々から申し上げますように、都会部における集合住宅というのが今後やっぱりブロードバンド化において大きな問題点になるんじゃないかということで、先ほど三木谷会長が通信は基本的人権だというようなこともおっしゃっていましたが、数字は委員限りで

したか、NTT東西さんの方からも集合住宅の一定の割合でもって光を引き込めないという御回答がございましたし、とかくその手の建物は、建物の中の方だと電波もなかなか届きにくいというような状況があるかと思えます。先ほども数字が出てきましたが、もう4Gですとエリアカバー率、外にあるのは0.6万人にまで減少しているということですから、現在、いわゆるモバイルルーターというようなことでMNO各社さんが提供していらっしゃるの、基本的にはモバイルルーターを送りつけて自分で設置してください、何かトラブルがあったら自分でリセットしてくださいということですが、これですと、やはり一人暮らしの高齢者等々、情報僻地になっちゃうんじゃないかなというふうに思うんですね。大したことじゃないんですね。そういうモバイルルーター相当のものをベランダか何かに設置して、エアコンのダクトか何かを通じて電源通信の手段をちゃんと提供して、かつ定期的にチェックして、もしトラブっているようだったらリモートでリセットしてあげると。こんなようなサービスでいいんじゃないかと思うんですが、じゃあ、こういったサービスを誰が提供するのが適当なのか。もう都会部ですから、多分、競争地域というので、恐らくブロードバンドサービスの補填対象にはならないんじゃないかと思えますけど、そういうサービスを誰かが提供しないと、都会のマンションの中、見守りができないので孤独死というような状況が続くんじゃないかと思われま。誰かに提供してほしいということで、やっぱり今、言った内容だったらモバイル事業者が提供するというのも自然ですし、先ほどの一種のラストリゾート責務というようなことでもって、別途、地域ごとに指定を受けた事業者さんが引き受けるというようなものも一つの選択肢かなというふうなことが考えられますので、もしそういうようなサービスを提供すると思ったら、誰が提供するのが適当かということについて、各社さんの御意見をお聞かせいただければというふうに思います。

以上でございます。

○山内主査　ありがとうございます。

それでは、島田社長からお願いいたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長）　ありがとうございます。

まず、ラストリゾート責務に関して、料金を同じにするんですかということですが、当然、ラストリゾート責務と考えれば、他の地域と同じ料金にしなきゃいけないだろうというふうな認識でおります。当然、コストが非常にかかるということであれば、仮にリターンは頂かないとしても、やはり応分の補助を頂かないと、なかなか難しいだろう

というふうに思っています。NTNとか衛星の関係で申し上げますと、やはり離島とかというところは、これから衛星等のコンステミたいなものがしっかりできてきて、ある程度の担保が確保されているのであれば、やはりその方が安くなる可能性が私は高いと思っています。光ファイバで海底ケーブルを引いて持って行くのに比べたら大幅に安くなると思いますので、その辺については、提供手段の高度化に合わせて対応できるような仕組みづくりをしておくことが重要ではないかというふうに思っています。

それから、例えば都会の古い建物とかのダクトに光ファイバが入らないというのは、現実にはある話でございます。本来はその建物の所有者さんが改善すべき事項だと思いますけれども、弱者に対してどういうふうなサポートをしていくかというのは、今日はいろんな議論をさせていただいていますけど、やはり事業者で協議をしながら、最大限今持っている技術を持ち寄って、先ほど相田先生のお話にありましたようなモバイルルーターみたいなものでうまく通せるものがないかどうかとか、そこは少し技術的な観点で議論していくべきものじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○山内主査　それでは、高橋社長、お願いいたします。

○KDDI株式会社（高橋社長）　まず、ラストリゾート義務については、NTTさんが特別な資産をお持ちになっているので、引き続き負われる義務だというふうには思っています。ただ、今、先生御指摘のいろんな生活弱者というのが都心部、あるいは地域部で出てきますので、ここについてどう対処していくのかというのは、我々、電気通信事業者としての一つの責務だというふうに思っています。我々、配下にCATV会社もありますし、そういうところと協力しながら、そういうサービスのアイデアを出していくというのは我々としても進めていくべき内容なのかなというふうに思っています。

○山内主査　宮川社長、お願いいたします。

○ソフトバンク株式会社（宮川社長）　ラストリゾートで光ファイバを持っていくというのは、先ほど島田社長が言われたように、本当にコストがかかります。これ、ちょっと非現実的なところだと思いますので、代替ソリューションを探すという意味では、みんなで知恵を出し合ってやるべきだと思いますし、光ファイバとNTNを比べるというのは、それはさすがに議論にもならないところだと思いますので、この差分も承知の上でどう議論していくかということだと思います。

それから、都会の集合住宅の話につきましては、私ども、リピーターを導入する際に

同じような手法でやっていますけれども、やはり機械ですから壊れちゃうんですね。それを全て事業者側が常にリモート監視するというのも、これもまたまた酷な話でして、ここはやっぱり使われる側と提供側と、どの辺りがS L Aの範囲なのかというのを確認し合って、やっぱり協力し合って進めないと、これは難しいんじゃないかなと思います。

○山内主査　それでは、三木谷会長、お願いいたします。

○楽天モバイル株式会社（三木谷会長）　現実的には、我々の社員の独身者も含めて、家にいわゆる電話回線を引いてないという人が多いんですね。日本が一つ特殊だなと思っているのは、他国はI P通信、例えばソフトバンクさんやっているLINEとか、うちがやっているViberとかでも、基本的には電話番号を表示していいというふうになってきて、そういう時代に突入しているんじゃないかなというふうに思うんですね。必ずしも電話回線でなくても同じようなことができるように通信のイノベーションというのは来ているのかなというふうに思っております、そういう意味では、スターリンクもそうですけれども、ワンウェブもそうですけれども、基本的にはバックボーンに衛星を使って、その先を何にするかと。L T Eとか電話の4G、5Gじゃなくていけないのか、それともW i - F i 6でもいいじゃないかという形で、電話番号問題というのは、もしかしたら他社さんと意見が違ふかもしれないけれども、我々としては解消していくことによって、その解決ができると。もっと安く引けるんじゃないかなというふうに思っております。

もう一つの問題は、要するに消防署とか警察への緊急番号がそれでは通じないというふうになっておまして、その辺が一つ大きな問題かなというふうに思っているんですが、そういうことを解決していったら、何らかの形でつながっていればいいということなのかなというふうに、新参者なのであまり詳しくないですけれども、思っております。

○山内主査　ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

リモートで長田委員が御発言を御希望ですが、どうぞ御発言ください。

○長田専門委員　ありがとうございます。長田です。

ユニバーサルサービスのところに話移ってきたところで、ちょっとN T Tさんにお伺いしたいことがあります。

ユニバーサルサービス制度、ブロードバンドのところと合体して、そしてラストリゾート責務は必要な条件がそろえば担うけれども、あとは適切なところの人たちもそれを

担っていくべきというような御意見だというふうに伺ったんですけれども、私、先週、地方に行ってきました、非常に離島が多く、山の多い地域なんですけれども、全然別件で伺ったんですけれども、そこの方からこのNTT法の改正についての質問を受けました。ああ、そうなんだ、やっぱりこんなに皆さん心配されているんだなと思ったのは、お若い方から高齢の方までいろんな方がいらっしゃったんですけれども、やはり電話といったときに、非常に御高齢の方であれば電電公社だし、NTTを思い浮かべる方々が大勢いらっしゃって、そして特に高コストの地域のところで自分たちの通信をつなげていってくれたと会社というイメージをとっても持っていらっしゃいます。そういうところがNTTさん自身、そして先ほどから話題に出ている自民党の先生方の一部がNTT法はもう要らないんじゃないかというような御発言をされているということについては、非常に不安を持っていらっしゃいました。今までの御議論の中でも、きちんと丁寧な議論をした上で、そして法律の問題は考えるべきという皆さんの御意見ありましたけれども、私もそれはそうだなと思っておりまして、なぜそんなに急いで検討を求めておられるのかちょっと理解できないんですけれども。サービスを利用していらっしゃるたくさんのお客様の方にNTTはどうやって納得してもらえというふうにお考えなのかというところが非常に疑問に思ったところですので、もう国や何かで決まってしまうと、ユーザーはただついてくるだけでしょうと思っていらっしゃるかどうかを確認したいなと思いました。

以上です。

○山内主査　それでは、島田社長、お願いいたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長）　長田先生、どうもありがとうございます。

私どもは音声のユニバーサルサービス制度がなくなればいいなんて、そんなことは一言も言ったつもりはありません。私どもが今、申し上げているのは、これからの国民の皆様ニーズを考えると、従来のメタルの固定電話のサービスだけではなくてブロードバンドのサービスが求められているでしょう。ですから、ブロードバンドサービスのユニバーサルサービスは電気通信事業法の中で規定されているので、それをちゃんとサポートできるような形の制度化をしっかりとすべきだということを申し上げます。ですから、離島の方々の通信は、当然、これからのテクノロジーに合わせていろんな新しい形になると思いますけど、従来よりもいいサービスが提供できるような形を議論させていただいているということでありまして、何もマイナスの方向の議論をしているわ

けではないということについて御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○山内主査 長田委員、よろしいでしょうか。

○長田専門委員 すみません、会社はこういうふうになるべきだとお考えだということは何かユーザーに向けて発信されているということは実際におありでしょうか。私の感じとしては、急にこういう議論が降って湧いたということがあって、ユニバの仕組みについては、今も総務省の中の検討会に私も参加させていただきながら、ずっと検討してきておりまして、今後どうするのかというのも大きな課題になっていて、それは重々理解しながら順番に検討しているところなんですけれども、2025年にNTT法はもう廃止というような言葉が出てくるだけでみんなが不安になる、そのユーザーの気持ちをどうお考えなのかなというふうに思っています。

以上です。

○山内主査 島田社長、お願いいたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長） 2025年に廃止するというのは私どもが言っているわけではなくて、それは自民党の政務調査会が出した報告書に書かれているということでもあります。ですから、私どもが言っているわけではないということです。

それから、今、お話しされたユニバーサルサービスをどうしていくかということに関しては、ちょうど今ここに私どものプレゼンが出ていますけど、まさにこの2段落目、3段落目で申し上げていることであって、私も前回のこの審議会の後で記者の方々に囲まれましたので、同じことを申し上げておりますし、先般の自民党のプロジェクトの後も記者の方々にいろいろ言われていますので、今の段階で私どもから伝言したいなことをすること自体、議論の最中ですので、おかしいのでやっておりますけれども、記者対応等はしっかり同じことを申し上げてきておりますので、御理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○山内主査 ありがとうございます。

それでは、残りの方で御発言を御希望の方、いらっしゃいますか。では、関口委員、どうぞ。

○KDDI株式会社（高橋社長） 我々も発言してもよろしいんですか。

○山内主査 一応、委員の皆さんが終わってからと聞いていたんですけど、よろしいで

すか。

○関口専門委員 譲ります。

○山内主査 それでは、すみません、先に申し上げますが、55分までに必ず終わらなければなりませんので、あと10分ほどございます。その中で、事業者の方から御発言の御希望があれば、なるべく平等になるように簡潔に御発言願います。

では、高橋社長、どうぞ。

○KDDI株式会社（高橋社長） 今、島田さんから非常にいい話を聞いたと思って。決して2025年を求めているわけではないと。これはNTTさんの御意見であるということで、非常に前向きな、我々としてもありがたい話を聞いたなというふうに思います。ありがとうございます。

先ほど長田先生がおっしゃっているように、やっぱりNTTさんが今の段階で役割を果たしたとおっしゃっていることに対して、非常にみんな不安を持っているんだというふうに思います。我々も同じように、役割を果たされた中で、特別な資産を持ちながら、NTT法を廃止するということに対して非常に疑問を持っておりまして、先ほど構造的な措置からしっかりと議論していこうというお話いただいて、非常にありがたいなと思ったんですけど、島田社長にお伺いしたいんですけど、我々の方としては、NTTさんの国力に対する貢献って非常に重要なので、ステップ1として、先ほどの技術開示の問題だけではなく、できるだけたくさん今のできる措置は、改正の中に入れてしまって対応したらいいというふうに思うんです。廃止については、やはり構造的な措置も含めて、2025年度にこだわらず、しっかりと審議会の中で議論させていただくという方向性で非常にいいんじゃないかと我々、思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

○山内主査 島田社長、お願いいたします。

○日本電信電話株式会社（島田社長） 2025年にやるというのは、私どもが申し上げてないというのは、それは事実、言ってないので言ってないと申し上げているわけでございます。一方で、いわゆる自民党、与党がそういう発言をされているということは、それはそれで尊重しなきゃならないことだと思っていますので、当然、この審議会の中でも与党が発言されていることについては意識をされて議論されていることが前提なんだろうなというふうに私は認識しているところです。

あと、何を質問でしたっけ。

○KDDI株式会社（高橋社長） 今、国際力競争のために、ステップ1でNTT法の

改正をやっていこうという話については我々も賛成しているんですけども、技術開示の話だけではなくて、ほかの案件もできるだけ取り入れてNTT法の改正をするという方向性、そしてその後に構造的な措置についてしっかりと時間をかけて議論した上で、資本分離の話も含めて、それで廃止が正しいのかどうか、この辺りを議論していくという、こういうふうな検討の方向性についてはいかがでしょうかという質問です。

○日本電信電話株式会社（島田社長）　まず第1ステップで進められるものは、議論がちゃんと成熟すれば進めていただけるのはありがたいなというふうに思っています。

それから、私ども廃止ありきということで申し上げているわけではありません。公正競争については従来どおりやっていくと申し上げていますし、ユニバーサルサービスについては事業法の中に立てつけられているので、そこにNTT法の固定の、言ってみれば40年前に決めたものをちゃんと新しい形に吸収させていけばよろしいというふうに思いますし、研究開発に関しては、今後の私どもの技術開発の観点からすると、やはりない方がありがたいので、それは国力の強化にもなると思っておりますので、廃止していただきたいというふうに申し上げているわけでありまして、そういうことが結果としてNTT法の第3条の責務がなくなるのであれば、その附帯条項に関するものも必要なくなるのではないかとこのように申し上げている次第であります。

以上です。

○山内主査　宮川社長、どうぞ。

○ソフトバンク株式会社（宮川社長）　ありがとうございます。

今、NTT法廃止ありきではないというお話を聞きまして、本当に安堵いたしました。

それと、もう1点、2025年という年号については、自民党のPTが勝手に言っただけだということもよく理解できましたので、であれば、本当に重要な議論として、NTTさんという会社はどうあるべきなのかということをもう一度立ち止まって議論して、その上で結果を出していくということが私は望ましいんじゃないかなというふうに感じました。

ありがとうございます。

○山内主査　では、関口委員、どうぞ。

○関口専門委員　関口でございます。大分、順番が後になったんですけども、大変参考になる御意見を賜って、どうもありがとうございました。

まずは、研究開発成果の開示について、今、島田社長さんからも廃止の御要望をいた



だきましたし、私はここは正当な理由があるというふうに思っているんです。ただ、ちょっと独り言として聞いていただいたらいいと思うんですけども、NTTさんが特別な資産と同時に公社から膨大な研究者をそのまま引き継いで研究開発を推進されてきたわけですね。そういう中で、接続の円滑化に関する特別会議というのは1985年の後、6、7年ぐらいだったかしら、やって、接続制度を整備したときに、接続料に関しては、接続に関係ない研究は除外するという形で、ゆりかもめの研究というのが代表だったんですけども、接続以外の基礎研究については除外して接続料算定には含めないと。そこは自社で御負担くださいという仕切りがついて、今日に至っているわけですね。その意味では、NTTさんの研究開発というのは、殊に接続に関する部分について言うと、接続関連事業者がみんなで負担しているということでもあるわけですよ。ですから、その成果が開示という形ではなくて、具体的な品質、あるいはサービスに転嫁されて、接続制度が拡充されていくということに使っていただくということについては誰も批判がないので、ここは早急に直せるところだろうなというふうに思っております。

そこから次の段階の自民党PTが言った2025年までというところについては、私は踏みとどまって、規制が必要なところは残すべきだし、それがどういう形で法律化されるかについては、先ほど林委員がおっしゃったように、どういう形で残すかはしっかり議論すべきだと思っています。ただ、例えば先ほどから話題に上っておりますブロードバンドユニバーサルサービス、実はこれは昨年度の電気通信事業法でようやく成立したばかりでありまして、まだ標準判定式も決まっておらず、制度化に向けたお手伝いを私もさせていただいているわけですけども、これを例えば物言う株主が自由に発言をされると、こんなもうからないもの、やめておけと言うに違いないような部分なわけです。だから、一定のコントロールなしにはこういった制度は成り立たないということがやっぱり前提だから、今までの仕掛けがこれからも円滑に進むような制度改革をしていかなきゃいけないんだろうというふうには思っております。

ブロードバンドユニバーサルサービスにつきましては、当然、コストが相当かかるような場所でありまして、全国平均費用を上回って発生する費用については交付金で対応し、全国平均費用までをNTTさんが自社で賄うというようなことで制度が回るようにというふうには考えているわけですが、それにしても、少なくとも、他事業者が手を出さなかったようなところにも光ファイバを敷設していただかなければいけないというスキームが、現状ではお願いベースなんですね。今、お願いベースでも円滑に進めるとい

う努力は致しておりますので、ここはラストリゾート責務をちゃんと法律に書けば、もっと他事業者さんも安心されるかもしれないんですが、そこはしっかりと議論が必要だというふうには思っております。

また、NTTさんの資料10枚目の弊害となっている事項の一番最初に、もう電信はやっていないので社名を変更したいのに、この法律の名前に束縛されて困るということで、何という名前になるのかもよく分からないだけけれども、法律名を含めて、何らかの手当てをしないとイケないのだろうと思われます。社名変更が可能なように法律名変更或いは読み替えということから始めなきゃいけないというふうに思っています。

今、KDDIさん、ソフトバンクさん、楽天さんから、NTTが構造規制をできなくなる状況があるのであれば、アクセス部門の完全資本分離が必要だという御主張を賜りました。ある意味、そうなってしまえば、そういうことも考えなきゃいけないと思うんだけど、ただ、ここは構造規制を残せばアクセス部門の完全資本分離の議論はなくなるんだろうなと私は理解しているんですね。というのは、実は光の道構想の頃に孫さんが随分、これに似た議論をされて、現実には東西はそういう状態に近づいてきてしまっています。既に御存じのように、冷蔵庫1個くっつけてもBフレッツは売れなかったもので、もう営業はNTT東西から剥がされているわけですね。事実上、光ファイバ、それから残っているメタルの管理をしているということで、やっぱり東西さんのモチベーションもこのままだと、実はちょっとほかのことをしないとかわいそうだなというぐらい管理屋さんに徹する。それが公益事業会社、特殊法人とかになったら、管理ノウハウはNTTさんより劣るわけだし、そういったインセンティブをこういう土管管理、こういう言い方は適切じゃないかもしれませんが、設備の管理だけをやらせるということについて、今以上にいいとは思わないんですね。ですから、こういう状況を起こさないように、しっかりと制度のいいところを残していかなければいけないという観点から、PTがおっしゃっている2025年の残された部分については、これ以降、しっかりと議論をすべきだろうというふうに思っております。

どうもありがとうございました。失礼します。

○山内主査　ありがとうございました。どきどきしておりました。

まだあろうかと思えますけれども、議論はこの辺で終了させていただこうかと思えます。

これまでいろんな御議論いただきましたが、我々としては、今後は中間的な取りまと

めとして、今日の議論を土台にして整理をしたいというふうに思いますが、よろしゅうございますか。

ありがとうございました。それでは、事務局におかれましては作業の方、よろしくお願いしたいと思っております。

#### (4) その他

○山内主査　それでは、今後のスケジュールについて、事務局から御説明いただきます。

○柳迫事業政策課調査官　次回、第11回の委員会の議題、日程につきまして、改めて御連絡させていただきます。よろしくお願いいたします。

○山内主査　ありがとうございました。

それでは、プレスの方に御入室いただきたいと思っております。

(プレス入室)

○山内主査　御準備、よろしゅうございますか。

それでは、最後に小森政務官から御挨拶をいただきたいと思っております。

小森政務官、どうぞよろしくお願いいたします。

○小森総務大臣政務官　それでは、政務官の小森の方から閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まず、委員の皆様、そして事業者の皆様に対して、お昼から、そしてお忙しい中、御出席いただいたことに対して御礼申し上げます。

本日は、通信事業者4社の皆様から通信政策の在り方に関しまして、問題意識、そして考え方を率直にお示しいただいたものというふうに思いますし、委員の先生も含めまして、大変熱心な御議論をいただいたことに対して御礼申し上げます。

私ども、今ここで2030年代の情報通信インフラの在り方、そして政策について検討していただいているわけでありまして、本日も含めまして、国内外における市場環境の変化を踏まえながら、事業者の方、そして団体の皆様の御意見をいただきながら、丁寧な議論を進めていかなければいけないというふうに思っております。

引き続き、国民、利用者の立場に立ちまして検討を深めまして、時代に即した制度の早期かつ円滑な見直しにつなげていきたいというふうに考えております。

先ほど山内主査からも御発言いただきましたけれども、これまで一定の方向性が確認

された事項につきましては、今後、中間的な取りまとめとして整理をさせていただきます。

皆様の熱心な御議論に改めて感謝を申し上げますとともに、委員の皆様におかれましては、今後とも専門的な御見地から闊達な議論をいただくことをお願いいたしまして、閉会の御挨拶にさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○山内主査 小森政務官、ありがとうございました。

## 閉 会

○山内主査 それでは、以上をもちまして、通信政策特別委員会第10回の会合を閉会といたします。ありがとうございました。